

# 技術資料等説明書

川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定（土木工事部門）については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 27 年 1 月 19 日

2. 協定締結者

九州地方整備局 川内川河川事務所長 加治 賢祐  
鹿児島県薩摩川内市東大小路町 2 0 番 2 号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

川内川河川事務所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)からの支援依頼に基づき、川内川河川事務所長の指示した場所において、災害の発生及び災害の発生が予測される場合若しくは河川管理施設等に損傷が発生した場合等に、被災状況の迅速な把握、被災施設の早期復旧等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定対象区間及び選定予定者数等

1) 協定対象区間は、川内川河川事務所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から支援依頼があった場合及び川内川河川事務所長が判断した場合には、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。

2) 出張所毎の管理区間及び選定予定者数、並びに河川巡視（水位監視を含む）を担当する班数、災害対策車の配備状況は、下表のとおりとする。

なお、河川巡視 1 班あたり複数者を選定する予定である。

出張所名	管理区間					選定予定者数	河川巡視の班数	災害対策車数(予定)
	河川名	左右岸	距離標					
川内出張所	川内川	左岸	-0k100	～	28k900	15 者程度	6 班	P 1 台 S 1 台
		右岸	-1k500	～	27k200			
	八間川	左右岸	0k000	～	0k600			
	隈之城川	左右岸	0k000	～	2k000			
宮之城出張所	川内川	左右岸	0k000	～	1k300	15 者程度	4 班	P 1 台
		左岸	28k900	～	50k300			
菱刈出張所	川内川	右岸	27k200	～	50k300	20 者程度	8 班	P 6 台 S 6 台
		左右岸	63k800	～	99k600+40			
		羽月川	左右岸	0k000	～			
京町出張所	川内川	左右岸	0k000	～	0k800	12 者程度	5 班	P 1 台 S 1 台
		左右岸	99k600+40	～	116k600			
	長江川	左右岸	0k000	～	1k600			

(3) 実施内容

- 1) 災害の発生若しくは災害の発生が予測された場合の緊急的な応急対策工事等の実施。
- 2) 洪水・地震・津波等による河川管理施設(堤防・護岸・水閘門等)の被災状況を把握するための河川巡視。
- 3) 洪水時におけるはん濫危険箇所での河川水位の監視及び記録・報告。
- 4) 災害対策用機械(排水ポンプ車・照明車等)の設置場所までの運搬、現地での設置・運転・撤去、並びに格納庫までの運搬等。
- 5) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合。

(4) 基本協定の期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの期間

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成 27・28 年度の一般土木工事、または維持修繕工事の何れかに係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っており、且つ平成 27 年 4 月 1 日時点で認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 応募する出張所管内の地域に、建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。

出張所名	出張所管内の地域(本店又は支店等営業所の所在地)
川内出張所	鹿児島県薩摩川内市の一部(旧川内市、旧東郷町、旧樋脇町)
宮之城出張所	鹿児島県薩摩郡さつま町、薩摩川内市の一部(旧入来町、旧祁答院町)
菱刈出張所	鹿児島県伊佐市、始良郡湧水町、霧島市の一部(旧牧園町、旧横川町)
京町出張所	宮崎県えびの市、小林市、都城市、西諸県郡高原町、北諸県郡三股町

- (5) 川内川河川事務所の管理区間から概ね 20 km 以内に、緊急時の復旧作業等に必要の人員・作業員・資材・機材を有する基地(以下、「作業所等」という。)があり、出動が可能であること。

ただし、京町出張所に応募する場合は、宮崎県えびの市、小林市、都城市、西諸県郡高原町、北諸県郡三股町の何れかに作業所等があること。

なお、作業所等には、工事現場等で短期間に設置される現場事務所等は含まず、常設であるものに限る。

- (6) 1 級または 2 級の土木施工管理技士を 3 名以上有すること。但し、1 級土木施工管理技士を 1 名以上有すること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項

### (1) 評価項目

下表の各評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価内容	評価のウエイト	提出様式
■河川までの距離	■作業所等から最寄りの直轄管理区間までの距離	10	様式-2
■災害協定の実績	■平成22年度以降の川内川河川事務所との災害協定実績	10	様式-2
	■平成22年度以降の協定に基づくポンプ車等の運搬・設置等の実績	10	
■雇用技術者数	■土木施工管理技師（一級・二級）の総数	10	様式-3
	■上記以外の職種の総数	10	
■自社所有の資機材保有状況 (占用的に利用できる状態であればリースでも評価する)	■大型土嚢 2t 型の自社保有の有無	10	様式-3
	■鋼材（鋼矢板・H鋼）の自社保有の有無	10	
	■掘削機械（バックホウ・ブルドーザー・トラクター・ショベル）の自社保有の有無	5	様式-4
	■運搬機械（ダンプトラック）の自社保有の有無	5	
■施工実績	■工事施工実績 平成12年度以降における川内川河川事務所発注の施工実績。（一般土木・維持修繕）	10	様式-2
	■工事成績の評価 過去4ヶ年+当該年度に完成した一般土木及び維持修繕工事の直轄工事成績の平均点	10	

### (2) 決定方式

基本協定締結者の選定は、出張所毎に地理的条件、技術者・資機材の保有状況、九州地方整備局における工事成績、災害協定の実績等を総合的に評価し決定するものとする。

また、上記の評価選定にあたっては、評点が同じ場合は「工事成績の評価」の高い者を上位に評価する。

### (3) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合や災対機械の応急対応を実施する場合には、当該協定締結業者の中から、前項（2）の評価等に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約など適切に契約締結するものとし、その実施にあたっては関係法令等を遵守するものとする。

基本協定書に基づき出勤が要請され、出勤する時点においては、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、同制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、同制度には、工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、今回請負契約の条件とする保険は何れの方式でも差し支えないものとする。

## 6. 本基本協定に関する担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号  
九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課  
担当：建設専門官 宇都 薫  
電話番号：0996-22-3430

## 7. 資料の作成及び提出

(1) 本基本協定に参加希望者は、下記のとおり申請書及び技術資料等を提出するものとする。

ア) 参加要項、申請書(様式-1)及び技術資料(様式-2~4)の入手先：

川内川河川事務所ホームページ(記者発表)に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

イ) 提出資料：

申請書(様式-1)及び技術資料等(様式-2~4並びに添付資料)

ウ) 提出期間：

平成27年1月19日(月)~平成27年2月16日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

エ) 提出場所：

上記6.に同じ。

オ) 提出方法：

持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

カ) その他：

申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意する。

①申請書には、会社の代表者印を押印する。

②希望する出張所名を必ず記入する。

なお、複数の出張所に重複しての応募はできない。

③平成27・28年度の一般競争(指名競争)参加資格確認通知書の写しを添付する。

(2) 申請書は、様式により作成すること。

(3) その他

1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 当職は、提出された申請書及び技術資料等を、参加資格の確認・評価以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書及び技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先は、6.に同じ。

6) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所(建設業法第3条第1項に基づく営業所(本店を除く。))が所在することにより協定締結参加資格を有することに該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出する。

ア) 建設業許可申請書の『別紙2(1)』もしくは『別紙2(2)』

イ) 営業所の所在及び活動状況を示す資料(資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し)

なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

#### 8. 選定結果の通知

- (1) 平成27年3月6日迄に選定の結果をFAXにて通知する。
- (2) 選定結果について質問がある場合は、担当部局に対し次により説明を求めることができる。
  - 1) 提出期限：平成27年3月13日(金)17時00分
  - 2) 提出場所：上記6.に同じ。
  - 3) 提出方法：書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。
- (3) 担当部局は、説明を求められたときは、平成27年3月18日(水)までに、説明を求めた者に対し書面にて回答する。

#### 9. 技術資料等説明書に対する質問

- (1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
  - 1) 提出期間：  
平成27年1月19日(月)～平成27年2月10日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
  - 2) 提出場所：上記6.に同じ。
  - 3) 提出方法：書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
  - 1) 期間：  
平成27年2月13日(金)～平成27年2月16日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
  - 2) 場所：上記6.に同じ。

#### 10. 技術資料等の評価

技術資料等の評価は、川内川河川事務所の職員が行う。

#### 11. 評価結果の無効

提出した申請書において虚偽が発覚した場合、評価結果を無効とし、決定を取り消す。

#### 12. 再苦情申立て

- 1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日(休日を含まない。)以内に書面により、川内川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。
- 2) 再苦情の審議は、川内川河川事務所において行う。
- 3) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間  
受付窓口：〒895-0075鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号  
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所  
電話：0996-22-3271(代)  
担当：経理課長 中村 博昭  
(受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分)